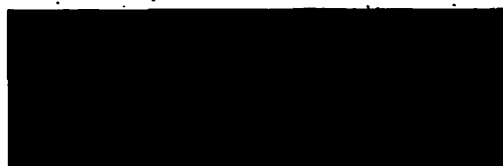


裁 決 書

審査請求人



同代理人

大阪市北区西天満三丁目14番16号  
西天満パークビル3号館7階  
あかり法律事務所  
弁護士 小久保 哲郎

大阪市西区鞠本町一丁目4番2号  
プライム本町ビルディング1階  
弁護士法人勝浦総合法律事務所  
大阪オフィス  
弁護士 横山 竜一

処分庁



審査請求人が平成30年5月16日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成30年2月28日付けで行った法に基づく保護申請却下決定処分を取消す。

## 事案の概要

- 1 平成28年10月12日付けで、処分庁は審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 平成30年2月28日付けで、処分庁は請求人に対し、保護申請却下決定処分（以下「本件決定」という。）を行い、通知した。
- 3 請求人は、平成30年5月16日、大阪府知事に対し、本件決定の取消しを求める審査請求をした。

## 審理関係人の主張の要旨

### 1 請求人の主張

- (1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の記載がある。

#### ア 審査請求の理由

##### (ア) 経緯

##### a 請求人の身上・経歴など

- (a) 請求人は、平成6年3月、短期大学を卒業後、同年4月から保育士として勤務をしていたが、平成15年3月、退職し、同年9月、A氏と婚姻した。
- (b) 請求人とA氏の間には、平成16年■■■■に長女（現在14歳の中学二年生）が、平成19年■■■■に次女（現在10歳の小学五年生）が生まれた。
- (c) 請求人は、結婚前からの給料の貯金、退職金、母からの援助を原資として、平成16年12月、処分庁管内所在の中古マンション（以下「本件マンション」という。）を現金約1900万円で購入し、520万円のリフォームローンもA氏名義で組んだことから、持ち分各2分の1ずつの共有登記をした。なお、平成28年5月、真正な登記名義の回復として、請求人の単独所有名義となった。
- (d) 請求人は、平成28年8月、A氏と離婚し、同年10月から、母ひとり、子ふ

りの母子世帯として、生活保護の受給を開始した。

b 本件決定に至る経緯

(a) 以上のとおり、請求人は、生活保護を受給しながら、子ら2人とともに、本件マンションに居住しているところ、平成30年2月12日、居宅に設置されていたガス給湯器が経年劣化のため故障した。風呂、台所、洗面所への給湯がされなくなり、真冬の時期、日常生活に著しい支障が生じることとなるため、請求人は、同日、B社に連絡をしたところ、「見積を出す」と言われた(ただし、この日は祝日だったため、オペレーターとのやりとりのみであった。)

(b) 請求人は、翌13日、友人より、C社であれば、通常の半額程度の値段であり、安いと聞いた。そこで、同社に連絡をしたところ、「メールで写真を送ってほしい」といわれ、送付した。すると、同社より、「給湯器の取り付け方が特殊なので、うちでは対応出来ない」と言われた。

そのため、改めて、B社に対応をお願いしたところ、その日に居宅に訪問があり、内容を確認の上、「なんとかする」と言われた。

なお、その時点での見積りについて、15万円程度と言われたが、請求人は、できる限り安くするよう依頼をした。

(c) 2月14日、B社から10万円の見積書が提示されたことから、請求人が正式に依頼をしたところ、工事日は最短で同月19日である旨言われた。請求人は、同日、給湯器の取付けを行う旨担当ケースワーカーに連絡をしたが、担当ケースワーカーからは「費用は支給されない」と言われた。

(d) 請求人が、給湯器が壊れたことを知人に話したところ、知人は元ベテランケースワーカー2名に問い合わせたうえで、「支給されるべきだから申請をすればよい」と教えてくれた。そこで、請求人が、厚生労働省に電話で確認をしたところ、「出る可能性はあるが、ここでは最終判断できない。必ず工事の前に処分庁と調整すべき」と言われた。

(e) そこで、請求人は、上記同日、すぐに担当ケースワーカーに電話連絡をしたうえで、同年2月16日、窓口を訪れて、見積書と申請書を提出するとともに、いったん同月19日予定されていた取付けを留保した。請求人は、担当ケースワーカーから費用は支給されないと聞いていたため、申請書には給湯器が必要な事情を詳細に記載した。

(f) 同月20日、担当ケースワーカーから、ケース診断会議での検討の結果、申請

却下となったとの電話連絡を受けたので、請求人は、却下を前提に工事依頼をすることを告げた。

本件決定は、後に述べるとおり、違法不当なものではあるが、処分庁の判断を待っている間、給湯器が使用できないことは、請求人世帯の生活に著しい支障を来す。

そのため、請求人は、やむなく、後に本件決定の違法性乃至不当性を問うこととし、子らの学費のために貯めていた金員を取り崩すことにより費用を捻出し、上記同日、B社に工事を依頼した。そして、同月21日、本件給湯器の取り付け工事がなされた。

(g) 処分庁は、同年2月28日付けで正式に本件決定をし、同決定通知書は、同年3月1日、請求人方に届いた。

#### (イ) 違法性ないし不当性

##### a 審査過程に不備がある場合に、行政処分が違法となること

大前提として、行政庁の判断に瑕疵があったか否かについては、実体的な観点からのみならず、行政庁の判断過程に問題がなかったか、という観点からも行われる。

例えば、日光太郎杉事件(東京高判昭和48年7月13日判タ297号124頁)においては、「判断をするにあたり、本来最も重視すべき諸要素、諸価値を不当、安易に軽視し、その結果当然尽すべき考慮を尽さず、または本来考慮に容れるべきでない事項を考慮に容れもしくは本来過大に評価すべきでない事項を過重に評価し、これらのことにより同控訴人のこの点に関する判断が左右されたものと認められる場合には、同控訴人の右判断は、とりもなおさず裁量判断の方法ないしその過程に誤りがあるものとして、違法となるものと解するのが相当である。」と述べられている。

本件では、以下に述べるとおり、実質的判断の前に、そもそも判断過程に多数不備が確認されており、明らかに考慮すべき要素が十分に考慮されていないため、まず、かかる観点から、本件決定の違法性乃至不当性について主張する。

##### b 判断過程に誤りがあること①(臨時的一般生活費としての支給の可否を全く検討していないこと)

###### (a) 初めに

本件決定は、住宅維持費としての支給の可否のみが判断対象となっているが、本件給湯器の取付費用は、臨時的一般生活費としても支給対象となりうるものである。

しかしながら、本件決定は、当該取付費用が臨時的一般生活費として支給対象となるか否かの検討が一切行われず、下されたものである。

(b) 臨時的一般生活費として、ガス給湯器の新設費用が認められていること

臨時的一般生活費とは、毎月決まって支給される「経常的一般生活費」とは別に、必要に応じて支給される生活扶助費のことであり、いわゆる「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7-2に、具体的項目が列挙されている。

そして、同通知7-2の(10)その他の中に、下記のとおり、「ウ 液化石油ガス設備費」が挙げられている。

(i) 被保護者が最低限度の生活の維持のためにプロパンガス等液化石油ガス設備を設けることが真に必要であると認められ、かつ、その設置が近隣との均衡を失することにならないと認められる場合に限り、保護の基準別表第3の1の補修費等住宅維持費の額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして液化石油ガス設備の新設に必要な額を認定して差しつかえないこと。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、保護の基準別表第3の1の基準額に1.5を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえない。

(ii) 設備の規模は、近隣との均衡等を十分検討したうえで、最低限度の生活にふさわしい程度で決定すること。

(iii) 設備に要する経費の減免又は扶養義務者ないしは地域社会の援助等を期待できるものについては、極力これを受けるように指導すること。

(c) 本件ガス給湯器の取り換えが実質的に「新設」と考えられること

請求人が行ったのは、単なる「修理」ではなく、ガス給湯器の「取替」である。

すなわち、請求人宅に従前取り付けられていた給湯器は、従来から故障が予想されていたほどに状態として劣化していたものであり、本件においても、修理で対応できるものではなかったため、取替を行ったのである。

周知のことではあるが、「取替」とは「今までのものを別のものに替える。新しいものと交換する。」という意味であり、いわば、従来の設備の廃棄乃至交換と、設備の新設が含まれる概念なのである。

すなわち、局長通知7-2(10)ウ(ア)にいう「新設」には、取替も含むことは明らかである。

(d) 本件給湯器が局長通知の対象となること

これに対し、処分庁からは、局長通知が対象としているのは「液化石油ガス設備」であり、都市ガス設備である本件給湯器は、これに該当しないとの反論が予想される。

しかしながら、局長通知が「液化石油ガス設備」（いわゆるLPガス、プロパンガス設備）と定義しているのは、局長通知制定当時（昭和38年）には、住宅において使用されるガス設備としては液化石油ガス設備が一般的であったことから「ガス設備」の典型例として「液化石油ガス設備」と表記しているに過ぎず、特に都市ガス設備を排除する趣旨であるとは解されない。液化石油ガスと都市ガスには、液体のままポンベにつめて運搬・設置したものを気体にして利用するのか、気化したものを導管ネットワークを通じて供給するのかという供給方法等に違いがあるだけで、生活に必要なガスを供給するという機能には何らの差異もないことからすれば、両者を別異に取り扱う理由もない。

実際、専門業者自身が、本件給湯器と液化石油ガス設備については、その用途・効用・値段その他一切の点において違いはないと回答しており、かかる事実こそが、両者を区別する必要性がないことを端的に示している。

本件では、単に請求人の居住先が集合住宅であり、かかる集合住宅に供給されている燃料が都市ガスであるため、都市ガス設備が用いられているにすぎない。

そのため、局長通知第7-2(10)ウ(ア)にいう「液化石油ガス設備」には、当然の前提として「都市ガス設備」も含まれるのである。

(逆に、「液化石油ガス設備」という文言を形式的に捉え、都市ガス設備を対象外とするのであれば、単に住宅の性質のみで臨時的一般生活費の支給の可否を分けることになってしまい、合理性のない区別として、憲法14条1項に反することは、誰の目から見ても明白であろう。)

(e) その他の要件を満たすこと

後述するが、請求人世帯の構成や生活状況、生活圏の状況等を鑑みれば、本件給湯器が「最低限度の生活の維持のためにプロパンガス等液化石油ガス設備を設けることが真に必要であると認められる」ことは明らかである。

また、本件給湯器は、浴室・台所・洗面台の給湯であり、これが給湯器として最低限の設備であることは明らかであり、「その設置が近隣との均衡を失することにならないと認められる場合」に該当することもまた明らかである。

そして、本件給湯器の取替費用は、請求人自身の尽力により、10万円と安く抑えられており、「設備に要する経費の減免」の努力がされているし、これは、「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保

護の基準」という。)別表第3の1の補修費等住宅維持費の額(12万円)の範囲内である。

その他、本件給湯器の取替費用の支給を認めない事由は存在しない。

以上のとおり、本件給湯器については、現段階において検討をしても、局長通知第7-2(10)ウの要件を全て満たすことは明らかである。

(f) 小括

以上のとおり、本件給湯器は、局長通知第7-2(10)ウの要件を全て満たしており、臨時的一般生活費として支給されるべきことは明らかである。

にもかかわらず、本件決定は、そもそも本件給湯器の取替費用が臨時的一般生活費として支給できるか否かの検討すら行わないままなされている。

とすれば、その検討をしていない本件決定は、判断をするにあたり、本来考慮すべき諸要素、諸価値を不当、安易に軽視し、その結果当然尽すべき考慮を尽しておらず、しかも、これにより本件給湯器の取替費用の支給の有無に関する判断が左右されることが明白である。

そのため、本件決定には、その判断過程に瑕疵があり、違法性が認められる。

c 判断過程に誤りがあること②(本給湯器が単なる入浴設備であることを前提に判断していること)

(a) 初めに

前述のとおり、本件決定は、住宅維持費としての支給可否しか判断をしておらず、それだけでも判断過程に誤りがあるが、さらに、住宅維持費としての支給の可否の判断過程にも、誤りがある。

具体的には、本件給湯器を専ら入浴設備(浴室の湯沸かし器)としてしか考慮せず、これを基に入浴設備としての支給要件に該当しない、と判断していることにある。

(b) 本件給湯器は、単なる入浴設備ではない

本件決定は、その判断の根拠として「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第7の14を挙げ、この検討のみを行っており、その他の検討は一切行っていない。課長通知第7の14は、入浴設備に関する住宅維持費の支給の可否の検討要素の一つに過ぎない。

しかしながら、局長通知第7-4(2)アは、その前提として、「住宅維持費は

被保護者が現に居住する家屋の（略）水道設備、配電設備等の従属物の修理又は現に居住する家屋の補修その他維持のために経費を要する場合に認定すること」としているのであるから、まず検討されるべきは、本件給湯器が「水道設備、配電設備等の従属物」に該当するか否かである。

しかるところ、本件給湯器は、単なる入浴設備ではなく、台所や洗面所の給湯機能もついでおり、いわば、請求人居宅における水道設備全般の湯沸かし機能を持つ設備である。

台所や洗面台の給湯設備が「入浴設備」でないことは誰の目から見ても明らかである。本件給湯器の設置を「入浴設備の修理又は設置」の問題として捉えた本件決定は、この点を完全に見落としている。

実際、入浴設備である風呂釜は、浴槽にためた水を沸かしてお湯にする設備であるのに対し、給湯器は、水道管を通して来た水圧のかかった水に熱を加えてお湯にする設備であるから、両者は、構造から見ても全く別のものである。

そのため、本件決定の判断にあたっては、本件給湯器を「入浴設備」として見るだけでなく、上記機能全般から総合的に見て、局長通知第7-4(2)アにおける「被保護者が現に居住する・・・水道設備、配電設備等の従属物の修理又は現に居住する家屋の補修その他維持のための経費」という要件の該当性を判断すべきだったのである。

この時点で、本件決定の判断過程に誤りがあることは明白である。

(c) 本件給湯器の取替が、局長通知第7-4(2)アの要件を満たすこと

先にも述べたとおり、局長通知第7-4(2)アは、「被保護者が現に居住する家屋の（略）水道設備、配電設備等の従属物の修理又は現に居住する家屋の補修その他維持のための経費」を住宅維持費の支給要件としている。

水道・電気と並ぶライフラインであるガスに関する設備が「水道設備、配電設備等」の「等」に含まれ、本件給湯器がその「従属物」にあたることは明らかである。本件給湯器の取替が単なる修理でなく「新設」と評価すべきことは既に述べたとおりであるが、「取替」は、当然、「修理」も包含する概念である。

そのため、本件給湯器の取替は、「被保護者が現に居住する・・・水道設備、配電設備等の従属物の修理」に該当する。

また、少なくとも、請求人世帯の構成や生活状況、生活圏の状況等を鑑みれば「その他維持のために経費を要する場合」に該当することは明らかであり、いずれにせよ、要件を満たす。

そして、本件給湯器は、単なる入浴設備ではなく、浴室・台所・洗面台の給湯設備であり、これが一般的に見て、給湯器として最低限の設備であることは明らかであり、「補修の規模が、社会通念上最低限度の生活にふさわしい程度」であることも疑いない。



そして、前述のとおり、本件給湯器の取替費用は、請求人自身の尽力により、10万円となっているところ、これは、保護の基準別表第3の1の補修費等住宅維持費の額（12万円）の範囲内である。

以上から、本件給湯器の取替費用については、住宅維持費としての支給要件をも満たすことが明らかである。

#### (d) 小括

前述のとおり、本件決定の理由を見れば、本件決定にあたっては、課長通知第7の14の要件該当性しか考慮しておらず、結局のところ、本件決定は、本件給湯器を入浴設備としてしか見ていなかったことは明らかである。

しかしながら、ここまで述べてきたとおり、本件給湯器は単なる入浴設備ではないのであるから、その機能全般から総合的に見て、局長通知第7-4(2)アにおける「被保護者が現に居住する・・・水道設備、配電設備等の従属物の修理又は現に居住する家屋の補修その他維持のための経費」という要件の該当性を判断すべきだったことは明らかである。

そのため、本件決定は、本件給湯器の基本的機能という重要な要素を見落とし、その結果、検討する視点自体を誤ってしまっているのである。

そして、正しい観点から判断をし直した場合、本件給湯器は局長通知第7-4(2)アの要件を全て満たしており、住宅維持費として支給されるべきことになる。

とすれば、本件決定は、判断をするにあたり、本来考慮すべき諸要素、諸価値を不当、安易に軽視し、その結果当然尽すべき考慮を尽しておらず、しかも、これにより本件給湯器の取替費用の支給の有無に関する判断が左右されていることが明白である。

そのため、本件決定には、判断過程に瑕疵があり、違法性が認められる。

#### d 実質的判断に誤りがあること

##### (a) 初めに

前述のとおり、本件決定は、入浴設備の住宅維持費としての支給の可否しか判断しておらず、それだけでも判断過程に誤りがあるが、さらに、入浴設備の住宅維持費としての支給の可否の判断それ自体にも、誤りがある。

すなわち、課長通知第7の問14には、下記のような記載がある。

問14 風呂桶が破損した場合、この修理を家屋補修費の支給対象として取り扱ってよいか。

答 近隣に公衆浴場がない場合は、補修費の範囲内で修理を認めて差しつかえない。

なお、重度の心身障害者、歩行困難な老人等が自宅において入浴することが真に必要と認められる場合、又はこれ以外の者が他に適当な入浴の方法がないと認められる場合は、入浴設備の敷設に要する費用を住宅維持費の支給対象として取り扱って差しつかえない。

これに対し処分庁は、本件給湯器が、かかる課長通知の要件にいずれにも該当をしないと判断している。しかしながら、かかる判断は、明らかに誤りである。

(b) 「他に適当な入浴の方法がないと認められる場合」の判断基準

(i) 解釈基準

上記課長通知の「他に適当な入浴の方法がないと認められる場合」の判断について、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問7-115は、「最寄りの公衆浴場までの距離、所要時間、当該世帯の世帯員の年齢、健康状態及び当該地域の生活実態等を総合的に勘案して判断されたい。」としている。

すなわち、「他に適当な入浴の方法がないと認められる場合」の判断においては、世帯の実情等、様々な要素を総合的に勘案して判断をしなければならない。

(ii) 公衆浴場の存在や距離等を重視すべきでないこと

上記課長通知は、昭和38年に制定されたものであるところ、本件決定時点においては、当該課長通知の制定から約55年も経過しており、当然ながら、情勢も変化している。そのため、上記課長通知の解釈にあたっては、そのような時代の変化における情勢の移り変わりを十分に踏まえることが、当たり前ながら必要となる。

ところで、我が国における浴室の普及は遅く、課長通知が制定された昭和38年頃は、浴室普及率は未だ6割程度であった。

すなわち、課長通知は、未だ自宅に浴室があることが一般的ではなく、いわば「風呂は銭湯が当たり前」だった頃に制定されたものなのである。

しかしながら、その後、浴室普及率は高まり、現代では、むしろ自宅に浴室設備が存在する世帯が、集合住宅を含め、一般的となっている。事実、総務省の実施している「住宅・土地統計調査」によると、平成20年時点においても、浴室保有率は95.5%にまでなっている。

すなわち、現代社会においては、「銭湯が当たり前」ではなくなっており、

逆に「自宅で、浴室において入浴することが当たり前」になっているのであるから、そもそも、一般家庭における浴室設備の必要性の判断にあたって、公衆浴場の存在を考慮すること自体が、明らかに現代の社会情勢に沿っていない。

そのため、「他に適当な入浴の方法がないと認められる場合」の判断にあたっては、あくまで、当該世帯の生活状況等を中心に考えるべきである。他方で、「最寄りの公衆浴場までの距離、所要時間」なるものは、例えば、公衆浴場に通うことの支障や負担が全くないような場合に、付加的に考慮する要素と考えるべきであり、少なくとも重視すべき要素ではない。

(c) 「他に適当な入浴の方法がないと認められる場合」の要件を満たすこと

(i) 世帯員の構成・生活状況・健康状態等からして、公衆浴場に通うこと自体不可能である

既に述べたように、請求人世帯は、母子家庭であり、当時13歳の中学一年生の長女と当時10歳の小学四年生の次女を扶養している。

長女はバスケットボール部に所属しており、部活動により、帰宅は18時を過ぎる。さらに、長女は現在、火曜日と金曜日に塾に通っているところ、塾は、火曜日には19時10分、金曜日には20時25分から開始する。そして、塾が終わった後の帰宅時間は、いずれも22時20分を回る。

当然、成長期である長女の年齢に加え、部活動にて激しい運動をしてきていることから、夕食は、長女の部活動が終わった後、塾に行くまでの間に済ませる必要があり、その後、塾に行く準備や移動時間等を考えると、到底その間に公衆浴場に行く時間などない。

長女が塾から帰宅する22時20分には次女は既に就寝しているので、全員で長女の帰宅を待って公衆浴場に行くことも不可能である（第一、そのような遅い時間帯に公衆浴場に入浴し、帰宅をすれば、それだけ就寝も遅くなり、それが子らの健全な成長に悪影響を及ぼすことも、容易に想像できる）。そこで、長女が塾に行っている間に請求人と次女が二人で公衆浴場に行き、長女については帰宅後に銭湯に行くしかないが、22時を過ぎる帰宅後の遅い時間帯に、13歳の女児を一人で公衆浴場に行かせることも危険であって考えられない。

これに対し、請求人が2回に分けて子らを公衆浴場に連れていくことも、請求人の負担が過大となり、未成熟子を2人も養育している者に課すべきものではない。

のみならず、請求人は、平成27年6月に乳癌摘出手術、平成28年8月に穿通枝皮弁（腹部の脂肪と血管を胸に移植する方法）で自家組織再建手術

を受けており、胸部と腹部には26センチにも及ぶ傷がある。そのため、請求人は、人一倍負荷がかかることによる影響を受けやすく、特に体力を消耗しやすい健康状態なのである（事実、請求人は、疲れやすく、発熱も頻繁にある）。

さらに、請求人は、今年の夏又は秋に、修正手術（具体的には、術側の脂肪を吸引し、左右差を修正して、元の身体に少しでも近づくよう目指す手術）を控えている。上記のような体質・健康状態であることを鑑みれば、手術前に体力を消耗することは、最大限避けなければならない。

にもかかわらず、上記のような対応による負担の増大や就寝時間が遅くなること等を余儀なくされれば、手術の結果そのものに悪影響を及ぼす危険が高くなり、それは、絶対に避けなければならないことは明らかである。

以上のような請求人世帯の生活状況を鑑みると、結局、長女は、塾がある火曜日と金曜日においては、入浴することが事実上不可能となる。

事実、長女は、給湯器が故障した後の平成30年2月13日（火）、16日（金）、20日（金）は、実際に入浴を断念する事態になっている。

バスケットボール部に所属し、激しい運動をしてから帰宅をする長女のことを鑑みると、入浴ができないということが、春から夏にかけても続くこととなれば、衛生的に問題であることはもちろん、13歳の思春期の少女にとって極めて酷である。

そのため、請求人世帯については、自宅で入浴すること以外に「適当な入浴の方法がない」ことは明らかである。

## (ii) 費用対効果・経済的観点からしても、本件給湯器の設置が適当である

本件給湯器の耐用年数は、燃焼時間3000時間、メーカー基準で10年である。

他方で、請求人が給湯器故障の間に通っていた銭湯のうち、「銭湯D」は、中学生以上が440円、小学生が150円であり、一回通うと1,030円になり、これより若干安い「銭湯E」でも、大人440円、中学生300円（本来は440円であるが、割引となる）、小学生150円であり、890円を要する（当然、子らの成長に伴い、入浴費用はさらに上がる）。

そして、入浴は通常毎日行うものであるから、仮に「銭湯E」に10年間通い続けると仮定しても、（かつ、閏年を考慮しない場合でも）、費用が3,248,500円以上かかることになる（890円×365日×10年）。

これに対し、本件給湯器の取替費用は10万円であるから、総計費用で見ても、32分の1以上に削減できているのである（しかも、前述のとおり、本件給湯器は入浴設備の機能のみが備わっている設備ではなく、実質的な費用対効果はより高い）。

かかる点を鑑みれば、費用対効果・経済的観点からしても、本件給湯器の設置が適当であることは言うまでもない。

(iii) 当該地域の生活実態

請求人の地域は、1級地-1に属する。

そして、請求人の居住する集合住宅において、請求人の知る限りでは、入浴設備が設置されていない世帯はない。

実際、請求人自身が入居した際にも入浴設備は初めから備わっていたし、マンションの管理人からも、「このマンションは初め（建設時）から全戸浴室設備が付いている」と聞いている。

かかる地域の生活実態を鑑みても、請求人世帯において入浴設備を設置することは、何ら不合理ではない。

(iv) 小括

以上のとおり、浴室設備の普及率が95%を超える現代社会の情勢の元では、請求人世帯の構成・生活状況・健康状態等を鑑みれば、公衆浴場の存在は入浴設備の設置を認めない理由にはならず、他方で経済的観点や地域の実態等を鑑みれば、請求人世帯に本件給湯器を設置することは、何ら合理性を欠くわけではなく、むしろ適当な措置であったものといえる。

したがって、本件では、「他に適当な入浴の方法がないと認められる場合」に該当するのであり、にもかかわらず、課長通知第7の14のいずれにも該当しないとした処分庁の判断には、明らかに違法不当が認められる。

e 小括

以上のとおり、本件決定の違法性・不当性は明らかであるから、請求人は法による保護申請却下決定を取り消すとの裁決を求めるものである。

(2) 審理員が、平成30年9月21日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 臨時的一般生活費との関係

(ア) はじめに

既に述べたように、局長通知が「液化石油ガス設備」と定義しているのは、局長通知制定当時（昭和38年）には、住宅において使用されるガス設備としては液化石油ガス設備が一般的であったことから、「ガス設備」の典型例として「液化石油ガス設備」と表記しているに過ぎない。

他方で、専門業者自身が、本件給湯器と液化石油ガス設備については、その用途・効用・値段その他一切の点において違いはないと回答しているとおり、都市ガス設備と液化石油ガス設備は、事実上何らの差異もないことは明らかであり、両者を別異に取り扱う理由はない。

そのため、局長通知第7-2(10)ウ(ア)にいう「液化石油ガス設備」には、当然の前提として、「都市ガス設備」も含まれるのである。

(イ) 処分庁の弁明が的を射ていないこと

これに対し処分庁は、問答集の間7-72を根拠に、都市ガス設備は含まれず、臨時的一般生活費として検討する対象ではないなどと主張するが、全く的を射ていない。

上記問答集問7-72は、「液化石油ガス設備費を認める場合、どのような費用を対象とすべきか。」という問いであり、その回答対象も、①充てん容器の固定等の経費、②充てん容器から台所のコックに至るまでの配管工事費、材料購入費、③ガスバーナー・ゴムホース等の購入費という、液化石油ガス設備特有の項目に限定されている。そのため、当該問答は、あくまで、液化石油ガス設備を取付等する場合の、それも上記の3つの項目について対象に含まれるかどうかだけを回答した問答でしかなく、都市ガス設備費が臨時的一般生活費として支給されるか否かという問答でないことは、誰が見ても明らかである。

すなわち、処分庁は、全く関係ない問答を持ち出しているだけであり、都市ガス設備の新設乃至取替の費用が臨時的一般生活費に含まれるべきという請求人の主張に対する弁明根拠には全くなっていない。

(ウ) 小括

のみならず、処分庁がかかる程度の弁明しか行えていないということこそが、結局のところ、都市ガス設備と液化石油ガス設備を別異に取り扱う理由が一切見いだせなかったことの何よりの証拠である。

そして、先に述べたように、両者を別異に取り扱う理由はないにもかかわらず、「液化石油ガス設備」という文言を形式的に捉え、都市ガス設備を対象外とするのであれば、単に居宅の性質のみで臨時的一般生活費の支給の可否を分けることになってしまい、合理性のない区別として、法の下での平等を保障する憲法14条1項に反することになる。

しかしながら、法の下位規範である局長通知において、そのような憲法違反を認める解釈を採用してはならないことは、論を待たない。

とすれば、局長通知第7-2(10)ウ(ア)にいう「液化石油ガス設備」には、当然の前提として「都市ガス設備」も含むと解するほかはないのである。

にもかかわらず、本件決定は、本件給湯器の取替費用が臨時的一般生活費として支給できるか否かの検討すら行わないままなされている（このことは、弁明書における反論から、より明らかとなった）。

とすれば、その検討をしていない本件決定は、判断をするにあたり、本来考慮すべき諸要素、諸価値を不当、安易に軽視し、その結果当然尽すべき考慮を尽くしていないことが明白である。

これにより本件給湯器の取替費用の支給の有無に関する判断が左右されることとなる以上、本件決定には、その判断過程に瑕疵があり、違法性が認められる。

#### イ 本給湯器が単なる入浴設備でないこと

##### (ア) はじめに

処分庁は、①請求人が申請時「洗い物はもともと節約のため水しか使わないので問題ない」と述べていたこと、②申請書の必要とする理由欄にも本件給湯器が入浴設備であるとの記載しか見当たらないことを、本件給湯器が入浴設備であることの根拠として主張する。

しかしながら、そもそも、とある設備をいかなる性質の設備であると位置づけるかは、当該設備の客観的機能から判断すべきであり、それを利用する者が、種々ある機能のうちの何を重視していたかによって判断すべきではない。

しかるところ、既に述べたとおり、本件給湯器は、単なる入浴設備ではなく、台所や洗面所の給湯機能もついており、いわば、請求人居宅における水道設備全般の湯沸かし機能を持つ設備である。

台所や洗面台の給湯設備が「入浴設備」でないことは誰の目から見ても明らかであり、本件給湯器の設置を「入浴設備の修理又は設置」の問題として捉えた本件決定は、この点を完全に見落としている。

さらに、処分庁が挙げる上記①及び②自体、いずれも根拠となり得ないので、以下詳述する。

##### (イ) ①について

請求人は、「節約のため水しか使わない」と述べたことはない。

請求人は、確かに普段、節約のため、お湯は使わないで、なるべく水で食器などの洗い物をしているが、処分庁は、この点を誇張してケース記録に記載してしまったものと推察される。

実際、ケース記録表は、担当ケースワーカーが自身の知覚・記憶に基づいて記載したものでしかなく、言質が正確に記録されたものでないため、供述に関する記録は、伝聞証拠でしかなく、証拠価値自体極めて乏しいものである（端的にい

えば、本人が記載したものでない以上、単なる裏付けのない証言と変わらない。  
そもそも、(家事をした経験が若干でもあれば容易に想像できると思われるが)例えばカレーなどの油ものに関する鍋や食器などの洗浄は、水のみでは汚れが落ち切らず、少なくとも許容できる程度にまで汚れを落とすのに、相当の時間と水量を要することになり、かえってお湯を使った方が水道光熱費の削減になる場合すらある。のみならず、冬場において、冷水で全ての洗い物を行うことは、通常人であれば、まず不可能である。特に、請求人の健康状態を鑑みれば、また、体調の優れない時は、お湯を使わざるをえないことは、容易に推察できよう。

そのため、請求人は、当然、必要な際にはお湯を使って洗い物をしている。

また、同じく節約の目的で、麺や野菜を茹でる際は、真水から沸騰させるとガス代が高くなるため、お湯を鍋に入れて沸かすように努めている。この点からも、請求人がお湯を使っていたことは明らかとなっている。

のみならず、本件給湯器は、台所だけではなく、洗面台の給湯設備でもあるところ、洗面所での手洗いうがい等では、元々お湯を使っている。

すなわち、請求人が、本件給湯器を入浴設備にのみ使用していた事実は一切ない。

処分庁の主張は、その前提事実を欠くものであり、かかる主張は失当である。

#### (ウ) ②について

先に述べたように、いかなる要素を検討すべきかは、物の客観的機能によって判断すべきものであり、居住者がどの機能を重視しているかで決めるものではないから、申請書の記載がどうかということは、何の意味も持たない。

のみならず、申請書の記載が処分庁の主張のようになったのは、処分庁に原因がある。これは、処分庁の提出した証拠を確認すれば、一目瞭然である。

後記2 処分庁の主張(3)アを見ると、請求人は、「給湯器が故障しそうなので、支給はあるのか。」と質問したと記載されている。すなわち、請求人は、本件給湯器について、入浴設備に限った質問をしていたわけではない。

これに対し、処分庁は、なぜか「生活範囲に銭湯があるので、支給はできない」などと、一方的に、本件給湯器が入浴設備であることを前提とした回答のみをしていることが分かる。

そのため、請求人は、入浴設備であることを前提としなければ、本件給湯器の設置・取替費用が支給されないと誤認し、かかる点に絞った申請書を記載してしまっただけに過ぎない。

これは、明らかに本件給湯器を、(なぜか)専ら入浴設備であると誤解した処分庁の誤導であり、かかる申請書の記載を理由に局長通知第7-4(2)アにおける「被保護者が現に居住する家屋の・・・水道設備、配電設備等の従属物の修理又は現に居住する家屋の補修その他維持のための経費」という要件を判断しない



ことが許容される余地はない。

のみならず、そもそも上記のとおり、本件給湯器が、請求人居宅における水道設備全般の湯沸かし機能を持つ設備であり、請求人は、実際、本件給湯器について、入浴設備としてだけでなく、台所や洗面所での給湯設備としても使用していたのであるから、申請書の記載がどうであれ、処分庁としては、本件給湯器の機能と使用実態を確認すれば、本件給湯器について、入浴設備としての要件ではなく、局長通知第7-4(2)アにおける要件の該当性を判断すべきだったことは容易に判明したのである。

したがって、後記2処分庁の主張(3)エの記載を理由に、かかる要件該当性を判断しなかったことは、処分庁が、本件決定にあたり、本来考慮すべき諸要素、諸価値を不当、安易に軽視し、その結果当然尽すべき考慮を尽くしていなかったことを示している。

そして、これにより本件給湯器の新設乃至取替費用の支給の有無に関する判断が左右されることが明白となっている以上、かかる処分庁の主張は、かえって、本件決定の違法性を根拠づけるものとなっているのである。

#### (エ) 申請権・申請援助義務違反等の疑いがあること

なお、保護の申請にあたり、処分庁の不適切な対応が介在している場合、それが過失に基づくものであれば、申請権侵害・申請援助義務違反等が認められ、処分が取り消された事例は複数存在する。

本件においても、処分庁の誤解に基づく誤った教示により正しい申請が出来なかったことからすれば、当該処分には取消事由が認められることに加え、国家賠償責任も発生しうることを付言する(福岡地裁小倉支部判平成23年3月29日貸社1547号42頁等)。

#### ウ 「他に適当な入浴の方法がないと認められる場合」の要件について

##### (ア) はじめに

本件では、「他に適当な入浴の方法がないと認められる場合」に該当するにもかかわらず、処分庁が課長通知第7の14のいずれにも該当しないと判断している以上、入浴設備の住宅維持費としての支給の可否の判断それ自体にも、誤りがある。

本件において、「他に適当な入浴の方法がないと認められる場合」に該当する点については、既に前記(1)において詳細に述べてきたとおりである。

もっとも、後記2処分庁の主張(1)により、処分庁が「他に適当な入浴の方法がないと認められる場合」に該当しないと判断した考慮要素が明らかとなった。

そして、これらの検討要素を見ると、明らかに判断過程に不備が見られるので、この点について指摘をしていくこととする。

(イ) 処分庁が考慮した要素について

処分庁は、以下の点を主な考慮要素としたようである。

- ①公衆浴場が請求人の自宅から500～600mの場所にあり、距離、所要時間に問題がないこと（ケース記録票、本件決定通知等を見ると、特にこの点を重視したようである）。
- ②請求人の世帯には、重度の心身障害者、歩行困難な高齢者もいないこと
- ③すでに公衆浴場を利用し始めていたことで健康状態も問題ないこと

(ウ) 各考慮要素の問題点

①について、既に述べたとおり、浴室設備の普及率が95%を超える現代社会の情勢の元では、公衆浴場の存在や距離は重視する事由とはならない。そのため、①は、「他に適当な入浴の方法がないと認められる場合」の判断要素として重視すべきものではない。このことは、前記(1)において詳細に主張したとおりである。

にもかかわらず、この点を真っ先に要素として挙げている処分庁の判断には、少なくとも本来過大に評価すべきでない事項を過重に評価していることは明らかであり、ここに、判断過程の瑕疵が確認できる。

②について、請求人が、平成27年6月に乳癌摘出手術、平成28年8月に穿通枝皮弁で自家組織再建手術を受けており、胸部と腹部には26センチにも及ぶ傷があり、そのため、請求人は、人一倍負荷がかかることによる影響を受けやすく、特に体力を消耗しやすい健康状態であり、疲れやすく、発熱も頻繁にあることは、既に主張したとおりである。

この点は、保護開始申請書乃至ケース記録票にも現れており、請求人の健康状態は、健常とはいえず、少なくとも通常人に比べて配慮を要することは、処分庁自身も把握していたはずである。

にもかかわらず、処分庁は、請求人のかかる体調について、考慮した要素は一切なく、後記2処分庁の主張(1)にもこの点には全く触れられていない。そうすると、ここからも、処分庁の判断に、本来考慮すべき諸要素、諸価値を不当、安易に軽視し、その結果当然尽すべき考慮を尽していなかったという判断過程の瑕疵が確認できる。

③については、もはや意味不明である。「公衆浴場を利用し始めた」と「健康状態も問題ない」がどう結びつくのか全く理解できない。

もしこのような意味の分からない要素を考慮したというのであれば、本来過大

に評価すべきでない事項を過重に評価したところか、本来考慮に容れるべきでない事項を考慮に容れていること（すなわち、他事考慮）が認められ、ここにも、判断過程の瑕疵が認められる。

さらに、処分庁自身も指摘するとおり、「他に適当な入浴の方法がないと認められる場合」の判断については、問答集問7-115によると、「最寄りの公衆浴場までの距離、所要時間、当該世帯の世帯員の年齢、健康状態及び当該地域の生活実態等を総合的に勘案して判断されたい。」とされているが、上記②のとおり、処分庁は、請求人の健康状態に全く触れておらず、さらに長女乃至次女の年齢やこれを踏まえた請求人の生活実態はもちろん、周辺（特に本件マンションの住人）の生活実態を考慮した形跡すらない（少なくとも、本件決定通知には現れておらず、後記2 処分庁の主張（1）にも一切指摘がない）。そのため、この点からも、処分庁の判断に、本来考慮すべき諸要素、諸価値を不当、安易に軽視し、その結果当然尽すべき考慮を尽していなかったという判断過程の瑕疵が確認できる。

#### (エ) 小括

以上のとおり、「他に適当な入浴の方法がないと認められる場合」に該当しないと判断した処分庁の考慮事由は、いずれも、本来重視すべきでない要素を不当に重視しているか（①）、そもそも本来考慮に容れるべきでない事項を考慮に容れている（③）、又は本来考慮すべき諸要素、諸価値を考慮していない、又は不当、安易に軽視している（②、及びその他）ものでしかない。

すなわち、いずれも判断過程上問題のある要素のみでかかる判断を行っており、それ自体、判断過程に瑕疵があるため、かかる瑕疵ある判断に基づき、「他に適当な入浴の方法がないと認められる場合」に該当しないと判断し、ひいては課長通知第7の1.4のいずれにも該当しないとして行われた本件決定には、それだけでも、違法不当が認められる。

(3) 審理員が、平成31年1月25日に受理した請求人の再反論書には、次の趣旨の記載がある。

#### ア 臨時的一般生活費との関係

後記2 処分庁の主張（2）を見ても、都市ガス設備と液化石油ガス設備を別異に取り扱う理由についての説明は一切なく、むしろ、両者に違いがないことを前提とした弁明のみがなされている。

この点からも、局長通知第7-2（10）ウ（ア）にいう「液化石油ガス設備」が「都市ガス設備」も含むことには、疑いを挟む余地がないことが分かる。また、繰り返しになるが、問答集問7-72は、「液化石油ガス設備費を認める場合、ど

のような費用を対象とすべきか。」という問いであるから、都市ガス設備の費用に関する回答ではなく、かかる問答は、参考対象とならない。

何より、いずれにせよ、処分庁の弁明からして、本件決定は、本件給湯器の取替費用が臨時的一般生活費として支給できるか否かの検討すら行わないままなされていることに変わりはないのであるから、判断をするにあたり、本来考慮すべき諸要素、諸価値を不当、安易に軽視し、その結果当然尽すべき考慮を尽くしていないこととなる。

そして、これにより本件給湯器の取替費用の支給の有無に関する判断が左右されることとなる以上、本件決定には、その判断過程に瑕疵があり、違法性が認められる。

#### イ その他の従属物等の要件該当性

(ア) 処分庁は、①給湯器がガス又は水道設備ではないからそもそも支給要件該当性を検討する対象でないものの、②入浴設備のために必要であると申し出があったことから入浴設備としての支給可能性を検討した、などと、判断過程について説明している。

(イ) しかしながら、かかる主張が事実であれば、正に、処分庁の判断過程に誤りがあったこととなる。

(ウ) 局長通知第7-4(2)アでは、「住宅維持費は被保護者が現に居住する家屋の(略)水道設備、配電設備等の従属物(以下「その他の従属物」という。)の修理又は現に居住する家屋の補修その他維持のために経費を要する場合に認定すること」とされているのであるから、ガス又は水道設備(若しくは配電設備)に該当するか否かだけでなく、「その他の従属物」に該当するか否かの判断をしなければならない。

ましてや、本件給湯器は、入浴設備という機能に加え、台所や洗面所の給湯機能もついでおり、いわば、請求人居宅における水道設備全般の湯沸かし機能を持つ設備、つまり、生活のために必要なエネルギーを利用するための設備であるのだから、通常一般に考えれば、水道設備や配電設備と性質は同じものであり、「その他の従属物」に該当すると評価するはずである。いずれにせよ、少なくともかかる観点から、「その他の従属物」に該当するか否か、その判断は不可欠であろう。

(エ) にもかかわらず、本件決定では、そのような検討が尽くされた形跡が全くなかったばかりか、処分庁自体が、「ガス又は水道設備ではないから設備にかかる経費として支給要件該当性を検討する対象ではない」と、かかる検討をしてい

なかったことを明確に述べているのである。

これこそ、正に本件決定にあたり、「当然尽すべき考慮を尽していなかったこと」そのものである。

そのため、この度処分庁が明らかにした支給対象性の該当判断の理由から、処分庁の判断の誤り、及び少なくとも判断過程に瑕疵があったことは、もはや言うまでもない。

(オ)ところで、処分庁は、後記2処分庁の主張(1)においては、請求人の言動や申請書に本件給湯器が入浴設備として必要であるとの記載しか見当たらないこと根拠に、入浴設備として住宅維持費の支給の要件に該当するかどうかを争点であるなどと述べている(後記2処分庁の主張(1)イ)。これはつまり、「請求人が本件給湯器を入浴設備としてしか用いないと述べたから入浴設備としての住宅維持費の支給可能性のみを検討すれば足りる」との主張であり、後記2処分庁の主張(2)イ及びウで述べた主張と全く異なるものである。そのため、処分庁の主張が変遷していることが読み取れ、それだけでもかかる主張は信用性に欠けるものである。

何より、被保護者がとある給付の申請をする場合、法律や実施要領の具体的内容に精通していることは期待できないから、実施要領上のいかなる給付として支給しうるかを的確に取捨選択してこれを行うことは事実上不可能である。実施機関の側こそが、法律や実施要領の内容に精通していることを求められているのであるから、被保護者の申請理由にかかわらず、被保護者が給付を求めた内容を実現し得る法律や実施要領上の規定がないかを調査し、探求する義務を負っていることは明らかである。

処分庁の上記主張は、自らの調査義務違反の責めを請求人に転嫁するものであって、いずれにせよ到底容認できない。

## ウ 結語

実体的判断の違法性乃至不当性については、前記(1)及び(2)にて、従前までに詳細に述べてきたとおりであり、処分庁の判断は、実体的判断自体も誤っていることは明らかである。

しかしながら、前記(1)で述べたとおり、本件決定は、実質的判断の前に、そもそも判断過程に多数不備が確認されていた。そしてそのことは、前記ア及びイで述べたとおり、後記2処分庁の主張(2)においてより一層明らかとなった。

(4) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

ア 平成30年2月14日付けの見積書には、「内容 給湯器取替、税込合計金額

¥100,000」との記載がある。

イ 平成30年2月21日付けの領収書には、「金額 ¥100,000、但し給湯器工事一式代として」との記載がある。

ウ 平成30年2月28日付けの本件決定通知書には、理由として、「平成30年2月16日に給湯器が壊れ銭湯を利用することとなっているため給湯器の取替え費用の支給について（住宅維持費）申請がありましたが、入浴設備の修理又は設置については課長通知第7の14に「近隣に公衆浴場が無い場合は、補修費の範囲内で修理を認めて差し支えない。なお、重度の心身障がい者、歩行困難な高齢者等が自宅において入浴することが真に必要と認められる場合、又はこれ以外の者が他に適当な入浴の方法がないと認められる場合は、入浴設備の設置に要する費用を住宅維持費の支給対象として取り扱って差しつかえない。」と定められており、今回の申請についてはいずれの要件にも該当しないとの理由で却下します。」との記載がある。

## 2. 処分庁の主張

(1) 審理員が平成30年7月25日に受理した処分庁の弁明書には、以下の記載がある。

### ア 事実経過

(ア) 平成28年10月12日 保護開始。

(イ) 平成29年11月16日 定期訪問の際、請求人から給湯器が故障しそうなので、支給はあるかと質問があった。処分庁は、一部の地域を除いては、生活圏に銭湯があるので支給はできないことを説明した上で、請求人が修理費用を捻出できない場合を想定し、生活福祉資金の貸付制度の案内を行った。

(ウ) 平成30年2月15日 請求人より、給湯器が12日に故障したと電話連絡があった。また、請求人が他の実施機関のケースワーカーや厚生労働省に確認したところ、支給の可能性があるので、修理する前に、再度処分庁に相談するよう助言を受けたとのこと。請求人より、既に業者から給湯器の修理費用の見積書を受け取っており、その金額は10万円であった、合見積もりを取ろうとしたが、もう一軒は給湯器が古いとの理由で断られたと話があった。支給の可否について再度確認する旨、処分庁から請求人に伝えた。

(エ) 平成30年2月16日 請求人より見積書の持参があり、これを受理。

また、給湯器の修理費用支給について、申請書を受理した。給湯器の故障でキッチンのお湯も出ないが、洗い物はもともと節約のため水しか使わないので問題はない、お風呂が使えないので困っているとのことであった。長女が帰宅してから家族揃って銭湯に行くと時間が遅くなること、銭湯代が家計を圧迫すること、現在はE銭湯に行っており、E銭湯が休みの時は、別の銭湯に行っており、自転車で10分くらいかかること等について請求人より申し立てがあった。

(オ) 平成30年2月20日 ケース診断会議を実施し、請求人から申請があった給湯器の修理(取替)費用の支給について検討を行ったが、申請は却下する結論となった。

(カ) 同日 ケース診断会議後、処分庁より請求人に架電し、ケース診断会議の結果、請求人からの申請を却下することとなったため、本件決定通知書を後日送付すると伝えた。

(キ) 平成30年2月27日 処分庁より請求人に架電し、明日、本件決定通知書を送付するが、3月2日に担当者が訪問し内容を説明すると伝えた。

(ク) 平成30年3月2日 家庭訪問。本件決定通知書はすでに受け取っており、内容を確認したとのことであった。処分庁より生活保護手帳を請求人に見せ、却下になった根拠を示し説明を行ったが、請求人は、審査請求する予定であるとのことであった。

#### イ 本件決定の正当性について

請求人は、前記1請求人の主張(1)ア(イ)bにおいて、臨時的一般生活費としてガス給湯器の新設費用が認められており、その根拠が局長通知第7-2-(10)ウ「液化石油ガス設備費」にあると述べている。

しかし、問答集問7-72において、液化石油ガス設備費の範囲について、「充てん容器の固定等の経費、充てん容器から台所等のコックに至るまでの配管工事費及び材料購入費である。」とされ、「ガスバーナー、ゴムホース等の購入費用は対象とならない。」と限定されていることから、都市ガス設備は含まれず、本件給湯器は臨時的一般生活費として検討する対象ではないと判断する。

請求人は、前記1請求人の主張(1)ア(イ)cにおいて、本件給湯器が単なる入浴設備ではなく台所や洗面所の給湯機能もついており、局長通知第7-4(2)-アの要件を満たすと述べている。しかし、請求人は申請時「洗い物はもともと節約のため水しか使わないので問題はない」と述べており、申請書の必要とする理由欄にも本件給湯器が入浴設備として必要であるとの記載しか見当たらない。

よって、本件争点は、給湯器が入浴設備として住宅維持費の支給の要件に該当するかどうかということにある。

入浴設備の修理又は設置については、課長通知問（第7の14）の答において、「近隣に公衆浴場がない場合は、補修費の範囲内で修理を認めて差し支えない。なお、重度の心身障がい者、歩行困難な高齢者等が自宅において入浴することが真に必要と認められる場合、又はこれ以外の者が他に適当な入浴の方法がないと認められる場合は、入浴設備の設置に要する費用を住宅維持費の支給対象として取り扱って差しつかえない。」と定められており、問答集問7-115において、「他に適当な入浴の方法がない」とは、「具体的には、最寄りの公衆浴場までの距離、所要時間、当該世帯の世帯員の年齢、健康状態及び当該地域の生活実態等を総合的に勘案して判断されたい。」とされている。請求人が利用していた公衆浴場は、請求人の自宅から500m～600mの場所にあり、距離、所要時間に問題なく、請求人の世帯には重度の心身障がい者、歩行困難な高齢者もおらず、すでに公衆浴場を利用し始めていたことで健康状態も問題ないと判断できるため、総合的に「他に適当な入浴の方法がないと認められる場合」に該当しないと判断し、申請を却下したものである。

よって、本件決定に違法又は不当な点はないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

(2) 審理員が平成31年1月4日に受理した処分庁の再弁明書には、以下の記載がある。

#### ア 臨時的一般生活費 液化石油ガス設備費としての支給について

請求人は、本件決定が、本件給湯器の取替費用が臨時的一般生活費として支給できるか否かの検討すら行わないままなされているとして、その判断過程に瑕疵があり、違法性が認められると主張している。

問答集問7-72によると、液化石油ガス設備費の支給対象は、充填容器の固定経費、充填容器から台所等のコックまでの配管工事費及び材料購入費であって、ガスバーナー、ゴムホース等の購入費用は対象外である。

給湯器は「水道管を通ってきた水圧のかかった水に熱を加えてお湯にする」ための物品であり、液化石油ガス設備費において支給対象として認められている範囲に相当するものではなく、仮に液化石油ガス設備と都市ガス設備に違いがないとしても、本件給湯器は局長通知第7-2-(1.0)-ウ液化石油ガス設備費としての支給要件該当性を検討する対象ではない。よってその判断過程について瑕疵や違法性はない。

#### イ 住宅維持費（水道設備の従属物）としての支給について

請求人は、本件決定が、本件給湯器を専ら入浴設備であることを前提に判断して



おり、局長通知第7-4-(2)-アにおける「被保護者が現に居住する家屋の・・・水道設備、配電設備等の従属物の修理又は現に居住する家屋の補修その他維持のための経費」という要件の該当性を判断していないと主張している。

水道設備とは文字通り、水を居住する家屋に引き入れるための設備であり、「水に熱を加えてお湯にする」ための物品である給湯器が水道設備の従属物であるとは認められず、本件給湯器は水道設備としての支給要件該当性を検討する対象ではない。よってその判断過程について瑕疵や違法性はない。

#### ウ 住宅維持費（入浴設備）としての支給について

給湯器の取替費用の支給の可否について検討するにあたり、給湯器はガス又は水道設備ではないため、そもそも設備にかかる経費として支給要件該当性を検討する対象ではない。

しかしながら、本件においては、請求人が本件給湯器を入浴のために必要であると申し立てたことから、入浴のために給湯器を使用している等の世帯の生活状況を考慮し、局長通知第7-4-(2)住宅維持費での支給対象となる入浴設備としての支給可能性を検討することとしたものである。

そして、本件決定の根拠として、請求人の世帯が「他に適当な入浴の方法がないと認められる場合」に該当しないと判断した理由については前記(1)に記載したとおりである。

請求人は、前記1請求人の主張(2)ウ(ウ)において、「浴室設備の普及率が95%を超える現代社会の情勢の元では、公衆浴場の存在や距離は重視する事由とはならない」と主張しているが、問答集問7-115において「最寄りの公衆浴場までの距離、所要時間」を考慮する旨具体的に示されているものである。考慮すべき要素を検討したことは「本来過大に評価すべきでない事項を過重に評価している」との指摘には当たらず、その判断過程に瑕疵はない。

次に、請求人は、前記1請求人の主張(2)ウ(ウ)において、請求人の健康状態が「少なくとも通常人に比べて配慮を要する」と主張している。平成29年11月16日に処分庁が家庭訪問を行った際、請求人は乳がんの手術後職場復帰して半年を超え、事務だけでなく保育の仕事もできていると話している。実際に平成29年4月～10月の平均給与総支給額は11万を超え、給湯器の取替費用の扶助申請があった平成30年2月の給与総支給額は117,360円であった。請求人は申請書に自身の健康状態は記載しておらず、特に申請にあたり健康状態を理由とした積極的な訴えはなかったが、ケース診断会議においては、請求人の健康状態と就労状況に関する情報も報告された上で検討している。請求人は長期間の治療が必要ではあるが、通常の就労が可能であり、重度の心身障がい者、歩行困難な高齢者等には該当しない。

また、請求人は、前記1請求人の主張(1)で総務省の実施している調査結果の

浴室保有率を根拠に、現代社会においては「銭湯が当たり前」ではなくなっており、逆に「自宅で、浴室において入浴することが当たり前」になっているとした上で、社会情勢を踏まえると、「最寄りの公衆浴場までの距離、所要時間」なるものは、例えば、公衆浴場に通うことの支障や負担が全くないような場合に、付加的に考慮する要素と考えるべきであり、少なくとも重視すべき要素ではない。」と主張しているが、問答集の文言から、特定の要素を重視すべきではないという趣旨を読み取ることは困難である。

なお、処分庁管内には現在でも36か所の銭湯があり、現にこれを利用して入浴している世帯が存在するのであって、このような当該地域の生活実態についても検討したうえで、処分庁は「適当な入浴の方法がない」とまではいえないと判断したものである。

よって、その判断過程に瑕疵はない。

なお、請求人は、前記1請求人の主張(2)イ(イ)において、「ケース記録表(原文のまま)は、担当ケースワーカーが自身の知覚・記憶に基づいて記載したものでしかなく、言質が正確に記録されたものでないため、供述に関する記録は、伝聞証拠でしかなく、証拠価値自体極めて乏しいものである。(端的に言えば、本人が記載したものでない以上、単なる裏付けのない証言と変わらない。)」と主張している。

しかし、請求人は、本件のケース記録票に証拠価値が極めて乏しいと認められる具体的な根拠を示しておらず、ケース記録票の証拠価値についての独自の見解を述べているに過ぎない。

なお、ケース記録票は、行政処分の根拠資料にも用いる重要な記録であって、客観的事実を記録する公文書として、組織的に作成し、保存しているものであることから、一般的には証拠価値は高いものと認識している。

また、請求人が記載した申請書の内容について、請求人は、前記1請求人の主張(2)イ(ウ)において、処分庁が入浴設備に限定して申請理由を記載するよう誘導したと主張している。

しかし、請求人は、平成30年2月15日の電話において、知人に相談したところ、住宅維持費の支給根拠である局長通知第7-4-(2)-アに基づき、給湯器の取替費用が支給される可能性があると言われたことを述べるとともに、「厚生労働省からは給湯器の故障によりどんな不具合が生じているかを具体的にしっかり説明し相談するように言われた。」と述べている。

つまり、請求人は、見積書を持参し、申請書を提出した平成30年2月16日の時点では、一定の知識のある他者と相談した結果、給湯器の取替費用が住宅維持費で支給される可能性があると認識したうえで、申請書を提出しているのであって、申請書に記載された内容が、処分庁に誘導されたものであるという指摘はおろが、申請権の侵害といった指摘は全くあたらない。

## エ 結論

本件決定は、「近隣に公衆浴場がない場合は、補修費の範囲内で修理を認めて差し支えない。なお、重度の心身障がい者、歩行困難な高齢者等が自宅において入浴することが真に必要と認められる場合、又はこれ以外の者が他に適当な入浴の方法がないと認められる場合は、入浴設備の設置に要する費用を住宅維持費の支給対象として取り扱って差しつかえない。」と定められた課長通知及び、「具体的には、最寄りの公衆浴場までの距離、所要時間、当該世帯の年齢、健康状態及び当該地域の生活実態を総合的に勘案して判断されたい。」と示された問答集に基づき、ケース診断会議において請求人の世帯の状況を具体的かつ総合的に検討した結果「他に適当な入浴の方法がないと認められる場合」に該当しないと判断し、申請を却下したものであり、その判断過程に瑕疵はなく、違法又は不当な点はない。

(3) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成29年11月16日付けのケース記録票には、「給湯器が故障しそうなので、支給はあるかと質問有。F市の場合はG区等ごく一部を除いては、生活範囲に銭湯があるので、支給はできない旨説明。生活福祉資金について説明。」との記載がある。

イ 平成30年2月15日付けのケース記録票には、「給湯器が12日に故障してしまつた。修理費用は出ないとの話であつたが、知り合いの他自治体のケースワーカーや厚労省に確認したところ支給の可能性があるという話を聞いたとの事であつた。他の自治体のケースワーカーには根拠は局長通知7-10-(2)-ア、局長通知7-4-(2)-アと言われた。厚労省からは給湯器の故障によりどんな不具合が生じているかを具体的にしっかり説明し相談するように、また相談は修理する前にするように言われたとの事、既に見積もりは受理していて10万円であつた、合い見積もりを取ろうとしたが、もう一軒は給湯器が古いとの理由で断られたと話があつた。F市での取り扱いは前に伝えた通りで、こちらからは生活福祉資金の利用の場合は収入認定とならないことしか言えないが、再度確認してみる旨伝えた。」との記載がある。

ウ 平成30年2月16日付けのケース記録票には、「請求人乗所見積もりの持参があつた。また支給の可能性のあるのなら住宅維持費の申請も合せて有。住宅維持費が出ると話があつたケースワーカーの自治体を確認すると、生活保護開始の際の申請時に同席してくれたH氏が、知り合いのケースワーカーに確認してくれて教えてくれたので、どこの方かはわからないと。厚労省については、名前は聞けなかったが厚労省の生活保護の担当者が一般的なこととして教えてくれたとの事。給湯器が故障しているのでキッチンもお湯は出ないが、洗い物の時はもともと節約のため、水しか使わないので問題ないが、やはりお風呂が使えないのが困る。長女が塾のため帰宅が10時半頃になることが多く、そこから家族3人でお風呂に行くと、二女

の年齢（小学校4年）を考えると眠る時間が遅くなるし、かといって長女を一人で銭湯に行かせるのは防犯上怖いし、銭湯代が一日当たり1,030円必要で家計費を圧迫すると。」との記載がある。

エ 平成30年2月16日に処分庁が受理した、扶助申請書には、「給湯器が壊れて取替えとなりました。（H30 2月12日～）高額出費となり、家計も苦しいので、利用できる制度がありましたら使いたいと考え、ここに申請いたします。銭湯を利用しますと1日1030円かかり、負担となります。（大人¥440、中学生¥440、小学生¥150）かつ、中学生の娘は、部活の後、塾へ行きます。帰宅は、10時20分。そこからひとりで銭湯へ行かせるのは、防犯面でも不安があります。下の子はまだ小学生ですので、上の子の帰りを待ち親子3人で行くには（小学生にとっては）遅すぎる時間となり、困ります。見積もりは、2社以上から取ろうと考え、連絡しました。（安い方にするため）我が家が特殊な構造である為、1社からは工事ができないとなり、もう1社からの見積もりは取れませんでした。」との記載がある。また、添付の見積書には、「給湯器取替 税込合計金額 ¥100,000」との記載がある。

オ 平成30年2月20日付けのケース記録票には、ケース診断会議の要点・結論として、「請求人より、給湯器の故障によりお風呂に入れられないため給湯器の修理費用を支給してほしいと住宅維持費の申請があったが、居宅の半径2km以内に公衆浴場があり、重度の心身障がい者、歩行困難な高齢者もおらず、自宅において入浴することが真に必要とは認められず、課長通知第7の14の（答）の要件に該当しないとの判断から、申請を却下とする。」との記載がある。

カ 平成30年2月20日付けのケース診断会議記録票には、ケースの概要及び問題点として、「F市の疑義照会集では、半径2km以内に公衆浴場がない場合「近隣に公衆浴場がない」という取り扱い。問答集（問7-115）では「他に適当な入浴方法が無い場合」について、最寄りの公衆浴場までの距離、所要時間、当該世帯員の年齢、健康状態及び当該地域の生活実態等を総合的に勘案して判断されたいとあり。請求人世帯、現在居宅から5～600mにあるE銭湯を利用中。請求人の訴えは、所有する預貯金については、子の進学費用としてやり繰りで貯めたものなので、住宅維持費として修理費用が支給してもらえるものならしてほしい、銭湯利用すると3人で1,030円が必要で出費が嵩む、中1の長女の塾が終わるのが遅く銭湯の利用時間が22時半頃、3人で行くには小4の二女には遅い時間となりすぎるので、長女1人で行かすこととなり、防犯上危険との事。支給の可否について検討をお願いします。」との記載があり、会議の要点・結論として、「課長通知第7の14の要件に該当しない為、申請を却下とする。」との記載がある。

## 理 由

### 1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基づいてされなければならない。」と定めている。

(2) 法第12条は、生活扶助について、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」及び「移送」の範囲内において行われる旨を定めている。

(3) 法第14条は、住宅扶助について、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、「住居」及び「補修その他住宅の維持のために必要なもの」の範囲内において行われる旨を定めている。

(4) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)の第7の1は、「経常的最低生活費は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において、通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであること。」と規定し、「実施機関は、保護の実施にあたり、被保護者がこの趣旨を理解し、自己の生活の維持向上に努めるよう指導すること。」と定めている。

また、第7の2は、「臨時的最低生活費(一時扶助費)は、次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が計画的に、順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては、十分留意すること。

(1) 出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要

(2) 日常生活の要を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要

(3) 新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要」と定めている。

- (5) 局長通知第7の2の(10)のウの(ア)は、「被保護者が最低限度の生活の維持のためにプロパンガス等液化石油ガス設備を設けることが真に必要であると認められ、かつ、その設置が近隣との均衡を失することにならないと認められる場合に限り、保護の基準別表第3の1の補修費等住宅維持費の額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして液化石油ガス設備の新設に必要な額を認定して差し支えないこと。」と定めている。
- (6) 局長通知第7の4の(2)のアは、「保護の基準別表第3の1の補修費等住宅維持費は、被保護者が現に居住する家屋の畳、建具、水道設備、配電設備等の従属物の修理又は現に居住する家屋の補修その他維持のための経費を要する場合に認定すること。」と定めている。
- (7) 課長通知の第7の間14「風呂桶が破損した場合、この修理を家屋補修費の支給対象として取り扱ってよいか。」の答は、「近隣に公衆浴場がない場合は、補修費の範囲内で修理を認めて差しつかえない。なお、重度の心身障害者、歩行困難な高齢者等が自宅において入浴することが真に必要と認められる場合、又はこれ以外の者が他に適当な入浴の方法がないと認められる場合は、入浴設備の設置に要する費用を住宅維持費の支給対象として取り扱って差しつかえない。」と定めている。
- (8) 問答集の間7-72「液化石油ガス設備費を認める場合、どのような費用を対象とすべきか。」の答は、「充てん容器の固定等の経費、充てん容器から台所等のコックに至るまでの配管工事費及び材料購入費である。したがってガスバーナー、ゴムホース等の購入費用は対象とならない。」と記している。
- (9) 問答集の間7-111「風呂桶の修理に釜の取替えも含まれると解してよいか。」の答は、「差し支えない。ただし、近隣に公衆浴場がない場合に限る。」と記している。
- (10) 問答集の間7-114「課第7の14にいう「重度の心身障害者、歩行困難な高齢者等」の「等」とは具体的にどのような者をいうか。」の答は、「火傷等のため全身に皮膚の炎症があり、それが半永久的に治癒しない等のため公衆浴場を利用できない者等が想定される。
- (11) 問答集の間7-115「入浴設備の敷設が認められる場合については、課第7の14に示されているが、答の「他に適当な入浴の方法がない」とは、どのように判断すべきか。」の答は、「最寄りの公衆浴場までの距離、所要時間、当該世帯の世帯員の年齢、健康状態及び当該地域の生活実態等を総合的に勘案して判断さ

りたい。」と記している。

## 2 審理員意見書及び大阪府行政不服審査会第3部会答申書（以下「答申書」という。）の要旨について

### (1) 審理員意見書の要旨

#### ア 結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

#### イ 理由の要旨

##### (ア) 生活扶助（臨時的一般生活費）について

請求人は、前記第1理由（5）が「液化石油ガス設備」と定義しているのは、「ガス設備」の典型例としているに過ぎず、「都市ガス設備」も含まれると主張している。

しかしながら、「都市ガス設備」を排除する趣旨であるとは解されないとの主張には首肯できるものの、前記第1（8）のとおり、支給対象範囲として示されているのは、ガスを使用できる状態にするまでの費用であり、ガスを使用（燃焼）して熱や高温を取り出す装置であるガスバーナー等が対象外とされていることからすると、給湯器を「液化石油ガス設備」と同様に支給対象であると解することは妥当とはいえない。

また、請求人は、台所や洗面台への給湯機能を持つ本件給湯器について、臨時的一般生活費としての支給可否の検討がなされていない点について判断過程に瑕疵があり、違法性が認められると主張している。

しかしながら、前記第1（4）のとおり、臨時的一般最低生活費（一時扶助費）は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が計画的に、順次更新していくべきもののうち、緊急やむを得ない場合に限り支給して差し支えないとされており、仮に台所や洗面台への給湯機能の回復に係る経費について検討がなされたとしても、支給は認め難いものといわざるを得ない。

##### (イ) 住宅扶助（住宅維持費）としての支給について

処分庁は、入浴のために本件給湯器を使用している等の状況を考慮し、入浴設備の修理又は設置に係る住宅維持費の支給可能性を検討し、いずれの要件にも該当しないものとして本件決定を行ったものと認められる。

請求人は、公衆浴場の存在や距離等を重視すべきでなく、当該世帯の生活状況等を中心に考えるべきであり、請求人世帯は支給要件に該当する旨主張している。

しかしながら、前記第1（7）（9）（10）（11）の規定からすると、住宅維

持費として入浴設備に係る経費の支給ができるのは、近隣に公衆浴場がないか、あったとしても利用できない者に限られ、本件のように既存の入浴設備が使用不能になった場合であって公衆浴場が利用できる場合は、経常的最低生活費の範囲内において、公衆浴場を利用し続けるか自弁により修理するかを被保護者が選択すべきものとされていると解するのが相当である。

なお、請求人は、本件給湯器が水道設備の従属物であるとし、住宅維持費の支給対象になることも主張しているが、給湯器の機能は水道設備とは別個に設けられるものであり、水道設備と区別して設置や修理が行えることから、水道設備の従属物ではないとした処分庁の判断は不当とまではいえない。

#### (ウ) まとめ

以上のとおり、処分庁が行った本件決定に違法又は不当な点は認められず、請求人の主張は認められない。

なお、本件においては、実際に給湯器が故障する約3か月前に、請求人が給湯器の故障の可能性を訴えており、生活福祉資金貸付制度の案内を行っていることが認められるが、処分庁においては、一時扶助費として支給できない通常予測される生活需要は、経常的最低生活費の範囲内において、全て賄うべきものであることについて十分な説明を行い理解が得られるよう努める必要があるとともに、被保護者が計画的に順次更新していくことができるよう支援していく必要がある旨付言する。

### (2) 答申書の要旨

#### ア 結論

本件審査請求は認容すべきである。

#### イ 理由の要旨

(ア) 処分庁は、請求人が本件申請において支給を求める本件ガス給湯器の取り替え費用については、前記1(6)の住宅維持費での支給対象となる入浴設備であることを認めた上で、住宅維持費の支給の可否を検討した結果、請求人宅の近隣には公衆浴場があり、請求人世帯には、重度の心身障がい者、歩行困難な高齢者もおらず、自宅において入浴することが真に必要とは認められないと判断し、前記1の(7)の要件に該当しないとの理由で本件決定を行った。

近隣に公衆浴場がある場合であっても住宅維持費の支給を認める課長通知の前記規定にいう「他に適当な入浴の方法がない」について、前記1(11)では、最寄りの公衆浴場までの距離、所要時間、当該世帯の世帯員の年齢、健康状態及び当該地域の生活実態等を総合的に勘案して判断する旨が示されている。また、



課長通知の前記規定にいう「重度の心身障害者、歩行困難な高齢者等」の「等」として、前記1(10)では、火傷等のため全身に皮膚の炎症があり、それが半永久的に治癒しない等のため公衆浴場を利用できない者等が挙げられている。

問答集の上記各規定の文言からも明らかなように、近隣には公衆浴場がないこと、重度の心身障がい者、歩行困難な高齢者がいること、全身に皮膚の炎症があり、それが半永久的に治癒しないことは、住宅維持費の支給の可否を判断するに当たって考慮すべき事項であるものの、それらは例示に過ぎないのであり、そのほかに当該世帯について考慮すべき特別の事情がある場合には、そうした特別の事情を考慮に入れて判断しなければならない。

(イ) 本件においてこのような特別の事情があるかどうかを具体的にみると、まず、請求人は、乳癌摘出手術や乳房再建術等複数の手術を受けたことにより胸部と腹部に26センチメートルに及ぶ傷があり、体力を消耗しやすく発熱も頻繁にある健康状態である。そのため、本件決定当時、公衆浴場の利用は、請求人の身体面、心理面に少なくない負担をもたらすものであると認められる。

次に、請求人世帯は、世帯主である請求人、世帯員である中学生の長女と小学生の次女から成る母子家庭であり、長女は部活動や塾のためにその帰宅が次女の就寝後になることが多い。夜遅い時間帯になって、請求人が長女と次女をそれぞれ公衆浴場に連れていくことは、請求人の健康状態からみて心身に多大な負担がかかり、そうかといって、女子中学生である長女を一人で公衆浴場に行かせることは危険であるとの請求人の主張は十分理解できる。さらに、こうした理由から運動部に所属する長女が入浴を断念することは、衛生面の問題に加え、思春期の少女にとって酷であるといえる。

(ウ) さらに、本件ガス給湯器の取り替え費用が、住宅扶助の一般基準の額を超えるものではないこともまた、考慮すべき点に挙げられる。

なお、本件決定当時の請求人の貯蓄は、娘2人の将来の学費に充てることを目的としたものであり、その保有は、処分庁自身がこれを容認していたように、その金額からみても是認することができる。(最判平成16年3月16日民集58巻3号647頁参照)。

(エ) 以上のような請求人の健康状態、その他請求人世帯の生活状況等は、本件において住宅維持費の支給の可否を判断する上で考慮すべき特別な事情に当たるといえる。それにもかかわらず、処分庁が本件決定をするに当たってこれらの事情を十分考慮していないことは明らかである。

問答集の前記規定に照らしつつ、本件における前記特別の事情を総合的に勘案して判断するならば、請求人世帯は、前記1(7)に示される「他に適当な入浴の方法がないと認められる場合」に該当すると認められる。したがって、処分庁

が、前記1(7)の要件には該当しないという理由で本件決定を行ったことは、妥当であるとはいえない。

(オ) 以上により、本件決定は違法であり、取り消されるべきである。したがって、本件審査請求は認容されるべきである。

### 3 本件決定について

(1) 処分庁は、入浴のために本件給湯器を使用している等の状況を考慮し、入浴設備の修理又は設置に係る住宅扶助費の支給可能性を検討し、いずれの要件にも該当しないものとして本件決定を行ったものと認められる。

審理員意見書にも記載のあるとおり、前記1(7)(9)(10)(11)の規定からすると、住宅維持費として入浴設備に係る経費の支給ができるのは、近隣に公衆浴場がないか、あったとしても利用できないものに限られ、既存の入浴設備が使用不能になった場合であって公衆浴場が利用できる場合は、経常的最低生活費の範囲内において、公衆浴場を利用し続けるか自弁により修理するかを被保護者が選択すべきものとされていると解するのが相当である。

(2) しかしながら、請求人は、体力を消耗しやすく発熱も頻繁にある健康状態である旨を主張する。そのため、本件決定当時、公衆浴場の利用は、請求人の身体面、心理面に少なくない負担をもたらすものであった可能性が認められる。

次に、請求人世帯は、世帯主である請求人、世帯員である中学生の長女と小学生の次女から成る母子家庭であり、長女は部活動や塾のためにその帰宅が次女の就寝後になることが多い。夜遅い時間帯になって、請求人が長女と次女をそれぞれ公衆浴場に連れていくことは、請求人の健康状態からみて心身に多大な負担がかかり、そうかといって、女子中学生である長女を一人で公衆浴場に行かせることは危険であるとの請求人の主張は一定理解できる。

(3) 以上のような請求人の健康状態、その他請求人世帯の生活状況等について、具体的な検討を行った形跡を見出すことができず、近隣に銭湯があることをもって、前記1(7)に基づき、機械的に本件決定を行ったと言わざるを得ない。

(4) 以上のとおり、処分庁は、本件決定に至る過程において考慮すべき事情を考慮せず、必要な検討を欠いていると認めざるを得ず、判断過程に瑕疵がある本件決定は取消しを免れない。

### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年12月24日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。